

市民意見の募集結果

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則
政策等の案の公表の日	平成26年5月14日(水)
意見提出期間	平成26年5月14日(水)から平成26年6月12日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	2件(2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	0

具体的な内容

(1) 学校に対する改正素案の説明及び運用事項の指導に関すること。

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	学校に対して、改正素案の説明を丁寧に行い、運用事項について指導を行うべき。	C	改正内容及び改正後の文書事務について、学校長に対し説明を行うとともに、学校内で中心となって文書事務を担う学校事務職員に対しては、8月に行われる学校事務職員研究協議会において、説明してまいります。

(2) 学校に対する文書事務の指導に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	学校に対して、文書事務について指導すべき。	C	改正内容及び改正後の文書事務について、学校長に対し説明を行うとともに、学校内で中心となって文書事務を担う学校事務職員に対しては、8月に行われる学校事務職員研究協議会において、説明してまいります。